

# 交通安全市民会議ニュース 4月号



## 自転車利用についての条例が 令和2年4月1日より施行されます！

### 『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』のポイント

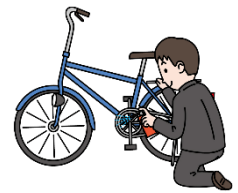
#### 自分を守ろう！

自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶりましょう。子どもが自転車に乗る時は、保護者が積極的にヘルメットをかぶせてあげましょう。



#### 自転車を守ろう！

自転車を安全に走行させるために、定期的に点検と整備をしっかりと行いましょう。施錠も忘れずにしましょう。



#### みんなを守ろう！

自転車は車両の仲間です。交通ルールを守らないと大きな事故につながります。飲酒運転や、傘さし・スマホ操作などのながら運転、無灯火運転などは絶対にやめましょう。



令和2年10月より自転車損害賠償保険等の加入が義務になります。

加害者になってしまった場合に、多額の賠償請求を負う場合があります。もしもの時の為に保険に加入しましょう！



## 令和2年度 後付け安全運転支援装置設置費補助制度

令和2年4月1日以降の設置が対象となります（設置日から3か月以内に申請）。  
補助制度の実施期間は、令和2年4月1日～令和3年3月31日です。

昨年度からの変更は以下の2点です。

- 対象年齢を拡大 ⇒ 65歳以上の方が対象です（令和3年3月31日時点）。
- 申請書（補助金交付申請書兼実績報告書）の様式と添付書類に変更があります。

※詳細は、豊田市ホームページ

（「トップページ」⇒「くらしの情報」⇒「交通・道路」⇒「交通安全」）をご覧ください。